



# 鳥取県公報

令和6年1月19日（金）  
第9563号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定（22）（文化財課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による医療機関の指定（23）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（24）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更（25）（総合教育推進課）・・・・ 3
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定（スポーツ課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	公の施設の指定管理者の指定（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	公の施設の指定管理者の指定（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	随意契約の相手方の決定（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 8

# 告 示

## 鳥取県告示第22号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 彫刻の部

名称	員数	所在の場所
神像	10軀	東伯郡三朝町三徳1010
男神騎馬像 <small>つげたりすねあて</small> 附 脛当 1 組、 <small>あぶみ</small> 鏡 1 掛、 <small>かて</small> 太刀 2 振、 <small>かってごんげんおんゆみばこ</small> 勝手権現御弓箱 1 箱	2 軀、附脛当 1 組 鏡 1 掛 太刀 2 振 勝手 権現御弓箱 1 箱	東伯郡三朝町三徳1010

### 古文書の部

名称	員数	所在の場所
名和神社文書	7 点	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

### 絵画の部

名称	員数	所在の場所
<small>けんぼんちやくしよくきんきしよがず</small> 絹本 著 色 琴棋書画図	3 幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

### 建造物の部

名称	員数	所在の場所
<small>さいおけ</small> 齋尾家住宅	8 棟 主屋 長屋門 南蔵 土蔵（新蔵、中の蔵、器蔵） 浴室 炭小屋及び味噌蔵 醤油蔵 露地門及び塀 土地 宅地2, 216. 2平方メートル（北東塀、南塀、主屋北塀含む。）	東伯郡北栄町国坂468

## 鳥取県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ファーマシィ薬局米子センター	米子市車尾四丁目14-15	令和5年12月11日

鳥取県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	令和5年12月10日
ファーマシィ薬局米子センター	米子市上福原177-3	令和5年12月11日

鳥取県告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定により、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更したので、同法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおりその一部を変更する規約を告示する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更する規約

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように変更する。  
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第34条、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、</p>	<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、<u>第27条第1項</u>、第34条、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、</p>

第17条第4項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務 エ〜キ 略 (2)〜(4) 略 2 略	第17条第4項、 <u>第27条第1項</u> 、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務 エ〜キ 略 (2)〜(4) 略 2 略
---	--

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立米子産業体育館	公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男 鳥取市東町一丁目220	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）	東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ 代表者 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 鳥取市相生町四丁目411 株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央 東伯郡琴浦町大字逢東1061-6	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）	〃	〃

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公 の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地	指定の期間
鳥取県立二十一世紀の森	とっとりの森を守り木を活かす会 代表者 鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 前田 八壽彦 鳥取市叶122 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 代表理事 嶋沢 和幸 鳥取市湖山町西二丁目413	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
鳥取県立とっとり出合いの 森	株式会社谷尾樹楽園 代表取締役 谷尾 壽嗣 鳥取市杉崎字大政470-1	〃

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県の知事部局及び教育委員会の所管施設で使用する電気の供給（東中部）

予定使用電力量（供給期間総計）844,468キロワット時

予定使用電力量は、令和4年11月から令和5年10月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 供給期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。ただし、令和6年度以降において、本件調達に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

#### (4) 供給場所

倉吉市みどり町3564-1 皆成学園ほか2施設

#### (5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、入札説明書に従って算出した供給期間総合計金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年1月25日（木）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (3) 令和6年1月19日（金）から同年3月1日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和6年1月19日（金）から同年3月1日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和6年2月9日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 令和6年2月9日（金）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格の要件を満たしている者であること。
- (7) 令和3年4月1日以降に国若しくは地方公共団体又はその他法人の施設を管理する者が発注した、予定契約電力量168キロワット以上又は年間予定使用電力量422,234キロワット時以上の電気の供給を12月以上継続して履行した実績を有する者であって、入札説明書別添「鳥取県の知事部局及び教育委員会の所管施設で使用する電気の供給（東中部）仕様」（以下「仕様書」という。）の4に記載された供給条件を満たすことができるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総務課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課庁舎管理担当

電話 0857-26-7772

電子メール soumu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、令和6年1月19日（金）から同年2月9日（木）までの間にインターネットの鳥取県総務部総務課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/176696.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和6年1月19日（金）から同年2月9日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月1日(金)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年2月29日(木)午後5時とする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1階政策戦略本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

郵便等による入札の場合は、入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記載し、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を、4の(1)の場所に令和6年2月9日(金)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた毎月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Governor's department and Board of education buildings. 844,468kWh.

(2) February 9, 2024 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) March 1, 2024 10:00 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 29, 2024 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL 0857-26-7772

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」（516トン）一般修繕 一式                               |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和5年12月7日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | サンセイ株式会社下関工場<br>山口県下関市彦島本村町三丁目5-1                         |
| 5 契約金額             | 83,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                             |
| 6 随意契約による理由        | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校<br>境港市竹内町925                               |